

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 98 号

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第11条第1項各号」を「第10条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)